ロ　租税特別措置法第六十二条第一項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）、第六十二条の三第一項若しくは第八項（土地の譲渡等がある場合の特別税率）又は第六十三条第一項（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）の規定により当該法人税の額に加算する金額

ハ　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第七十七条（情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第五項（情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）の規定により当該法人税の額に加算する金額

ニ　経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）附則第五十五条（エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第五項（エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）の規定により当該法人税の額に加算する金額

ホ　租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（次号ニにおいて「平成二十四年旧効力措置法」という。）第四十二条の十第五項（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）の規定により当該法人税の額に加算する金額

ヘ　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。へにおいて「平成二十七年改正法」という。）附則第七十三条第一項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除等に関する経過措置）の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成二十七年改正法第八条の規定による改正前の租税特別措置法（へにおいて「平成二十七年旧措置法」という。）第四十二条の四第十一項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）（平成二十七年改正法附則第百十六条の規定による改正前の所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）附則第六十三条（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法（へにおいて「平成二十五年旧措置法」という。）第四十二条の四の二第七項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により当該法人税の額に加算する金額のうち、平成二十七年旧措置法第六十八条の九第一項から第三項まで（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）、平成二十七年旧措置法第六十八条の九の二第一項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えられた平成二十七年旧措置法第六十八条の九第一項から第三項まで又は平成二十五年旧措置法第六十八条の九の二第一項若しくは第二項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えられた平成二十五年旧措置法第六十八条の九第一項から第三項まで（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）の規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除された金額に係る部分の金額を控除した金額

ニ　税額控除額　次に掲げる規定により法人税の額から控除する金額の合計額（租税特別措置法第四十二条の十三第一項後段（法人税の額から控除される特別控除額の特例）（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十七条の四第一項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により租税特別措置法第四十二条の十三第一項に規定する法人税額超過額を構成することとされた部分を除く。）をいう。

イ　法第六十九条から第七十条の二まで（税額控除）の規定

ロ　租税特別措置法第四十二条の四第二項から第四項まで（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）（同条第二項に規定する中小企業者等が適用を受ける場合に限る。）、第四十二条の五第二項若しくは第三項、第四十二条の六第七項から第九項まで、第四十二条の九第一項若しくは第二項、第四十二条の十二第二項（地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）（同法第四十二条の四第二項に規定する中小企業者等が適用を受ける場合に限る。）、第四十二条の十二の二（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）（同条第一項の規定の適用を受ける同項に規定する中小企業者等が適用を受ける場合に限る。）、第四十二条の十二の三第二項若しくは第三項、第四十二条の十二の四（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）（同条第一項に規定する中小企業者等が適用を受ける場合に限る。）又は第四十二条の十二の五第七項及び第八項（生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）（同法第四十二条の四第二項に規定する中小企業者等が適用を受ける場合に限る。）の規定

ハ　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二第二項若しくは第三項（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）、第十七条の二の二第二項若しくは第三項（企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）、第十七条の二の三第二項若しくは第三項（避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）又は第十七条の三から第十七条の三の三まで（復興産業集積区域等において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定

ニ　平成二十四年旧効力措置法第四十二条の十第三項の規定

第百四十条の二第一項第一号中「みなされるものを除く。）若しくは」の下に「金銭の分配（投資信託及び投資法人に関する法律第百三十七条（金銭の分配）の金銭の分配（法第二十四条の規定により同項第二号に掲げる金額とみなされるものを除く。）又は」を、「金銭の分配」の下に「をいう。）」を加え、同条第二項中「基準日の一年前」を「基準日から起算して一年前」に、「基準日前」を「基準日以前」に改める。

第百四十一条の二を次のように改める。

（国外所得金額）

第百四十一条の二　法第六十九条第一項（外国税額の控除）に規定する政令で定める金額は、内国法人の各事業年度の次に掲げる国外源泉所得（同項に規定する国外源泉所得をいう。以下この款において同じ。）に係る所得の金額の合計額とする。

一　法第六十九条第四項第一号に掲げる国外源泉所得

二　法第六十九条第四項第二号から第十六号までに掲げる国外源泉所得（同項第二号から第十三号まで、第十五号及び第十六号に掲げる国外源泉所得にあつては、同項第一号に掲げる国外源泉所得に該当するものを除く。）